

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和4年度苅田港（本港地区）航路整備に伴う航行安全対策検討業務
業務概要	本業務は、苅田港本港地区において実施する浚渫工事とその関連作業に係わる安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局苅田港湾事務所長 九州地方整備局苅田港湾事務所 福岡県京都郡苅田町港町28-2
契約年月日	令和4年4月1日
契約業者名	公益社団法人 西部海難防止協会
契約業者の住所	福岡県北九州市門司区港町7-8
契約金額	11,440,000
予定価格	11,583,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、苅田港本港地区において実施する浚渫工事とその関連作業に係わる安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。</p> <p>苅田港本港地区における航路は距離が長く、本港地区、南港地区、松山地区、新松山地区を利用するバラ貨物船、自動車運搬船、作業船等が多様な船舶が通航する海域である。今般、本航路において、埋没対策を兼ねたトレンチ浚渫を実施することとなったことから、工事中における航路利用船舶への安全への配慮が必要である。</p> <p>本業務を実施するにあたっては、船舶航行に精通し、事業を実施する場合の航行安全対策に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力（技術者資格、専門技術力）、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断される。したがって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、随意契約するものである。</p>
業務場所	—
業種区分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和4年4月1日
履行期間(至)	令和4年9月30日
備考	